

登場  
ページ

## 今週の専門用語



17

ページ

 給与較差補填金

出向元と出向先の給与水準の較差を出向元が補填するもの。補填された金額は出向元の損金に算入される。その根拠となるのが法人税基本通達9-2-47の「2」だ。ここでは、「出向先法人が海外にあるため出向元法人が支給するいわゆる留守宅手当の額」は給与較差補填金に該当するとある。海外出向者への給与較差補填金はこの留守宅手当に該当する。一見すると「留守宅」があることが要件になっているように見えるが、実際には留守宅がなくても損金に算入される。

18

ページ

 シンジケート・ローン

複数の金融機関がまとまってシンジケート団を組成し、金利や返済期間などの条件を同一にして企業に貸し出すローンのことである。シンジケート・ローンは、借手企業と金融機関の双方にとってメリットがある融資方法だ。具体的には、借手企業は1つの金融機関では対応できない多額の資金調達が可能となる一方で、金融機関は貸倒れリスクを分散することができる。なお、参加金融機関の募集などを行う幹事金融機関は、貸付利息に加え、シンジケート団の組成手数料などを受け取ることができる。

40

ページ

 事業体アプローチ (Entity approach)

事業体アプローチとは、特定外国会社等の所得の合算方法の1つ。事業体ごとに所得を合算する。納税者の事務負担が少ないとされる。フランス等で採用されている。日本の場合は事業体アプローチをベースに資産性所得を合算するためハイブリッドアプローチとも呼ばれている。一方、特定の種類の所得に着目して合算する方法を取引アプローチ (Transactional approach) という。BEPSの対象となる所得を的確に補足できるが、納税者の事務負担は大きい。米国やドイツ等で採用されている。

From  
編集室

◆ BEPSの恐ろしいところは、多くの人が知らない間に改正が決まっていることだ。海の向こうのフランス・パリ (OECD本部) で議論されていることが後から税制改正となって日本企業に直撃してくる。◆ 平成27年度税制改正で盛り込まれた電子商取引の消費課税や外国子会社配当益金不算入制度の見直しなども、BEPSの報告書を受けてのもの。今号のスコープで紹介したCFC税制の見直しも報告書が決まれば近い将来の税制改正につながることになる。◆ 大企業だけでなく、中小企業でも海外に子会社等があればCFC税制の対象となる。企業も税理士も“知らなかった”では済まされない。(MIN)

週刊T&amp;Amaster 第592号

2015年4月27日発行 (毎週月曜発行)

【編集人】 南館茂雄

【発行人】 村田幸雄

【発行所】 株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】 新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】 販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい